

第5回 起草委員会 論点確認事項

時間：平成20年11月13日（木） 19時07分～23時34分

会場：川口市役所 第2庁舎地階 第1会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：永井（総合政策課）、沼口（総務課）

■今後の進め方

- 12月17日の運営調整部会を前倒しして、12月上旬に運営調整部会を開催し、そこで素案を確定し、2回目のパブリックコメントを実施すると同時に各部会から意見を聴取し、年明けにその結果を受けて運営調整部会を開催するようなスケジュールでどうか→了解。
- 11月18日の運営調整部会では素案のたたき台を示すが、各部会で意見を出されても素案作成に全力で当たっている状態で回答はむずかしいのではないかと。12月に前倒しして素案を確定するので、それに対して意見をもらったほうがよい。部会での検討を否定するものではないが、素案を提示した以降がありがたいということである。
- 11月17日の起草委員会において部会横断的に素案に対して異論が唱えられている論点を集中的に検討する。なお、本日の委員会でも、部会横断的に素案に対して異論が唱えられている論点について検討できるものは実施する。
- 11月18日の調整部会では、調整部会の委員に対して、異論が横断的にあった部分の対応を紹介し、その点についての検討を要請する。調整部会での検討は11月27日までの実施を要請する。
- 11月20日以降の起草委員会でパブリックコメント、対話集会、職員アンケートを検討する。
- 11月27日の調整部会では、パブリックコメント、対話集会、職員アンケートを素案でどう対応したかを報告する。

■40条、41条

- 各部会の意見を見ると、論点としては、そもそも住民投票条例を置くかどうか、常設型にするか個別型なのかどうか、そして発議要件はどうするかがあると思う。住民投票の実施自体は編集委員会でも求めており、また編集委員会の提案は常設型であることが明らかである。ただし、発議要件については意見がわれているようだ。
- 各部会の意見から方向性を1つに絞りきれないため、素案・案通りでよいのではないかと。
- 編集委員では住民投票条例は実施するものというコンセンサスはとれていたように思うため、起草作業で規定自体を削除すること自体はできないだろう。

- ただ、多様な意見が出てまとまりにくいいため、また技術的な観点から「できる」規定にせざるを得ないため、素案・案通りでよいのではないか。
- 素案では、発議の主体が明確になっていないため、発議要件がどのようなものが想定されるか、素案だけでは読み取れない。そのため、起草委員会でも発議要件について細かく議論することはできないと思う。

■ 42 条

- 「これらと対等な立場で」としたほうが対象が明確になるのではないか。

□修正事項 「これらと対等な立場で」と修正する

■ 43 条

- 素案・案のまま問題ないと思う。
 - 川口市は外国人が多いため、「国際社会」をその文脈で捉えれば川口らしさといえるかもしれない。
 - 素案は「地球的規模の諸問題」という表現があるが、このニュアンスが素案・案では弱まっているのではないか。
- 「地球的規模の諸問題に関し」を追加すれば素案の趣旨を反映できるのではないか。

□修正事項 「地球的規模の諸問題に関し」と修正する

□修正事項 「広く国際交流に努めるものとする」と修正する

□修正事項 タイトルを「国、地方公共団体との連携及び国際交流」に変更する

■ 44 条

- 素案にあった「適合」という表現は、適合しなかった場合、その条例は無効になるというニュアンスが感じられ、強すぎると思う。
- 編集委員会では「適合」という表現に強い思い入れが示されていた。一方で、確かに「適合」では、ただちに適合していない条例が無効になるかのような印象を受ける。
- 「適合」とすると、素案・案では、「整合」という言葉を使っているが、一方で、「この条例の趣旨を最大限に尊重してこの条例との整合を図らなければならない」と素案よりも条例との整合性を強化した表現をしている。その意味で素案から効力が弱

まっているものではない。

- 主語が明確ではないので、「市は」を入れて主語をはっきりするべきだ。また、「市政運営」は「市政の運営」がよい。

□修正事項 「市は、他の条例」とするとともに、「市政の運営」とする

■ 45 条

- 最高規範性の部分にコンプライアンスの規定があることに違和感がある。ただ、素素案の 46 をそのまま 45 条に置き換えれば、最高規範性とのつながりも問題ないと思う。
- 「条例に従い」は違和感がある。素素案通り、「本条例の理念に基づいて」なら理解できる。
- 「この条例が本市の最高規範であることを認識した上で、その理念に基づいて高い倫理観のもと職務を遂行しなければならない」としてはどうか。

□修正事項 素素案 46 に変更するとともに、「この条例が本市の最高規範であることを認識した上で、その理念に基づいて高い倫理観のもと職務を遂行しなければならない」と修正する

■ 46 条

- 編集委員会でも賛意が少なかったし、実際に市政を監視する制度は他に多数あるため、本条文は削除でもよいのではないか。
- 47 のままとして、本条文の必要性は調整部会に検討してもらってはどうか。
- 素素案にも賛意を示す委員も少数だったことが示されており、また各部会からも設置の反対意見が複数寄せられているので、調整部会に本条文の設置を再検討いただきたいと思う。

□修正事項 素素案 47 に変更する

■ 47 条から 51 条

□修正事項 47 条は「この条例の運用状況について検討し、市長にその改善のための提言を行うため、川口市自治基本条例運用推進委員会を置く。」とする

□修正事項 「聞いた上で」を「聴いた上で」とする

□修正事項 48条は「市長は、前項の提言を受けたときは、これを公表し、広く市民の意見を聴いた上で、この条例の見直し等の必要な措置を講じなければならない」とする

□修正事項 49条は51条に含まれているものとする。51条はそのまま

以上